

土曜日共同保育Q&A（令和4年12月1日時点）

※用語の定義

○共同保育：土曜日の共同保育 ○実施施設：共同保育を実施する施設 ○依頼施設：実施施設へ共同保育を依頼する施設

| No. | 質問（Q） | 回答（A） |
|-----|---------------------------|---|
| 1 | 共同保育とは。 | 保育所等において土曜日の利用が少ない場合について、近隣の保育所等が連携し、1ヶ所の保育所等で保育を行うことです。 |
| 2 | どのような手続きが必要か。 | 豊中市子ども政策課認可指定係との事前協議及び届出が必要となります。 詳細については、「豊中市土曜日共同保育実施要綱」をご確認ください。 |
| 3 | 実施要件はどういったものか。 | 共同保育実施に当たり、必ず入所児童の保護者全員（依頼施設側）の同意を書面にて得る必要があります。 実施施設、依頼施設との間で協定書を締結する必要があります。 実施施設は、自施設及び共同保育依頼施設を含めた利用児童全てを受け入れることができる体制が必要であり、人員配置基準、設備基準（面積等）を全て遵守する必要があります。 詳細については、「豊中市土曜日共同保育実施要綱」をご確認ください。 |
| 4 | 給付費の減額はあるのか。 | 共同保育を実施することで、保育認定子どもに対して保育を提供できる場合には、土曜日に開所しているものと取り扱い、減額調整を行いません。 (雇児発0823号第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う留意事項について」参照) |
| 5 | 保育所等同士の間隔について規程はあるのか。 | 距離については、保護者の同意を得られる範囲内での設定となります。ただし、他市の園との共同保育実施は認められません。 |
| 6 | 他法人同士での共同保育実施は可能か。 | 可能となります。また、3施設以上での共同保育実施も可能となります。 |
| 7 | 協定書の内容については、園同士での調整となるのか。 | 園同士での調整となります。協定書雛形を参考に作成してください。 |
| 8 | 経費の負担はどうなるのか。 | 協定書にて記載いただきます。内容については、園同士での調整となります。 |
| 9 | 事故発生時の責任の所在はどうなるのか。 | 協定書にて記載いただきます。内容については、園同士での調整となります。また、アレルギー対応等について適正な対応がとれるよう共同保育実施前に職員同士の情報共有を徹底していただく必要があります。 |

| No. | 質問 (Q) | 回答 (A) |
|-----|--------------------------------------|---|
| 10 | 共同保育実施に伴い、運営規程の変更が必要とのことだが、変更部分はどこか。 | <p>運営規程の「提供する保育等の内容」に「土曜日共同保育」の項目を追加してください。</p> <p><u>※実施施設、依頼施設共に運営規程の変更が必要となります。</u></p> <p><u>※運営規程の変更については、認可（認定）・確認に係る変更届の提出が必要となります。</u></p> <p>■変更例（実施施設）</p> <p>第〇条 第●項 土曜日共同保育</p> <p>豊中市土曜日共同保育実施要綱に基づき、土曜日共同保育依頼施設の利用児童に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く。）当施設において保育を提供する。</p> <p>■変更例（依頼施設）</p> <p>第〇条 第●項 土曜日共同保育</p> <p>豊中市土曜日共同保育実施要綱に基づき、当施設の利用児童に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く。）◆◆（◆◆には実施施設名を記載）において保育を提供する。</p> |
| 11 | 新規開園施設が共同保育を実施する場合、実施可能な時期はいつからか。 | <p>開園月の翌月となります。</p> <p>理由は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同保育開始届は共同保育実施1ヶ月前に市へ提出が必要。 ・新規開園施設が開園と同時に共同保育を開始する場合、施設に対しての認可がおりていない時点（共同保育実施1ヶ月前）で施設は共同保育開始届を提出することはできない。（施設に対して認可がおりていないことが理由） <p>以上のことから、新規開園施設の共同保育実施が可能な時期は開園月の翌月となります。</p> <p>■例</p> <p>4月開園の施設の場合、4月1日共同保育開始届を市へ提出、5月1日共同保育開始。</p> |

| No. | 質 問 (Q) | 回 答 (A) |
|-----|--|---|
| 12 | <p>共同保育依頼施設の利用者に対して、共同保育の実施について説明し、書面にて同意を得る必要があるが、入園予定者（内定者）も対象となるか。</p> <p>■例</p> <p>共同保育を平成30年（2018年）4月1日から実施する場合、平成30年（2018年）3月1日までに共同保育開始届、利用者の同意書の写し等の添付資料を市へ提出する必要がある。この場合の4月1日から施設の利用を開始する予定の保護者にも同意書をとり、市へ提出する必要があるか。</p> | <p>共同保育開始届と共に市へ提出が必要な利用者の同意書（共同保育依頼施設）は、共同保育開始届出日時点で施設に在籍している園児分が対象となります。ただし、共同保育開始届提出以降に共同保育依頼施設に入園が決定された保護者に対しても、重要事項説明書等で書面での同意を得る必要があります。（その分の同意書を追加で市へ提出する必要はありません。）</p> |